静岡県生活環境の保全等に関する条例

平成10年12月25日

条例第44号

静岡県生活環境の保全等に関する条例をここに公布する。

静岡県生活環境の保全等に関する条例

静岡県公害防止条例(昭和46年静岡県条例第3号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 県の施策(第5条―第9条)
- 第3章 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議(第10条)
- 第4章 大気の保全に関する規制
- 第1節 ばい煙の排出の規制(第11条—第23条)
- 第2節 粉じんに関する規制(第24条—第32条)
- 第5章 水質の保全に関する規制等
- 第1節 排出水の排出の規制(第33条—第48条)
- 第2節 生活排水対策の推進(第49条)
- 第6章 騒音に関する規制
- 第1節 特定工場等に関する規制(第50条—第59条)
- 第2節 特定作業に関する規制(第60条—第69条)
- 第3節 特定建設作業に関する規制(第70条—第72条)
- 第4節 生活環境の静穏の保持(第73条—第76条)
- 第7章 振動に関する規制
- 第1節 特定工場等に関する規制(第77条—第86条)
- 第2節 特定建設作業に関する規制(第87条—第89条)
- 第8章 悪臭に関する規制(第90条—第98条)
- 第9章 土壌の汚染に関する規制(第99条)
- 第10章 屋外における燃焼行為の制限(第100条・第101条)
- 第11章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減(第102条—第105条)
- 第12章 化学物質の適正な管理の推進(第106条—第108条)
- 第13章 資源の循環的利用等の推進(第109条—第112条)
- 第14章 削除
- 第15章 雑則(第116条—第119条)
- 第16章 罰則(第120条—第128条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、静岡県環境基本条例(平成8年静岡県条例第24号。以下「環境基本条例」という。)第3条に 定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図 るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を 保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「生活環境の保全等」とは、公害を防止すること、事業活動及び日常生活における環境への負荷を低減することその他大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護するとともに生活環境を保全することをいう。

2 この条例において「環境マネジメントシステム」とは、事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する方針を策定し、目標を設定し、並びに計画を作成し、及びこれを実行し、並びに環境監査によりその実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者、県、市町及び県民は、環境基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、それぞれの立場において生活環境の保全等を図るように努めなければならない。

- 2 事業者は、生活環境の保全等を図るため、環境マネジメントシステム等を導入することにより、環境への負荷の継続的な低減に努めなければならない。
- 3 事業者は、工場又は事業場を新設し、又は増設する場合は、生活環境の保全等に関し、県又は市町と協定を締結するように努めなければならない。

(一部改正〔平成19年条例44号〕)

(県と市町との関係)

第4条 県は、生活環境の保全等に関する施策のうち、主として広域にわたる施策、統一的な処理を必要とする施策及び市町において処理することが困難な施策の策定及び実施並びに市町の行う生活環境の保全等に関する施策の総合調整に当たるものとする。

- 2 県は、市町の生活環境の保全等に関する施策が十分に行われるように、技術的な助言その他の援助を行うように努めるものとする。
- 3 県は、市町の行う生活環境の保全等に関する苦情の処理が迅速かつ円滑に行われるように協力するものとする。

(一部改正〔平成19年条例44号〕)

第2章 県の施策

(排出等に関する規制)

第5条 知事は、生活環境の保全等を図るため、事業者等の遵守すべき基準を定める等により、大気の汚染等(事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭をいう。以下同じ。)の原因となるものの排出等に関する規制の措置を講じなければならない。

(土地の利用等に関する措置)

第6条 知事は、生活環境の保全等を図るため、土地及び水の利用に関し必要な措置を講ずるものとする。 (汚染状況等の監視)

第7条 知事は、大気の汚染等による環境の汚染状況を常時監視し、及び工場又は事業場のばい煙等(第11条第1項に規定するばい煙、第24条第1項に規定する粉じん、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。)の発生状況等を監視しなければならない。

(事業者等に対する助成等)

第8条 知事は、事業者等が行う生活環境の保全等のための施設の整備等について、必要な金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるように努めるとともに技術的な指導を行うものとする。

(公表)

第9条 知事は、県内における生活環境の保全等に関する状況を公表しなければならない。

第3章 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議

第10条 次条第2項に規定するばい煙発生施設、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、第33条第2項に規定する特定施設又は水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設(以下この条において「施設」という。)を設置する工場又は事業場で、規則で定めるもの(以下「事前協議対象工場等」という。)を新設しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その新設に係る事業計画における環境への配慮事項について知事に協議しなければならない。

- 2 現に工場若しくは事業場を設置する者が施設を増設することによりその工場若しくは事業場が事前協議対象工場等となる場合又は事前協議対象工場等を設置する者が施設を増設する場合(規則で定める場合を除く。)も、前項と同様とする。
- 3 知事は、前2項の規定による協議があった場合において、生活環境の保全等のために必要があると認めるときは、その協議をした者に対し、当該事前協議対象工場等の周辺の地域における生活環境の保全等のために必要な措置を指示することができる。
- 4 知事は、環境マネジメントシステムを導入している者で規則で定める基準に適合するものに対し、第1項又は第2項の規定による協議を免除することができる。

第4章 大気の保全に関する規制

第1節 ばい煙の排出の規制

(定義)

第11条 この節において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの
- 2 この節において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(一部改正〔平成12年条例69号〕)

(排出基準)

第12条 排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、規則で定める。

- 2 前項の排出基準は、前条第1項第1号のいおう酸化物(以下「いおう酸化物」という。)にあっては第1号、同項第2号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあっては第2号、同項第3号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあっては第3号に掲げる許容限度とする。
- (1) いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口(ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、規則で定める地域の区分ごとに排出口の高さ(規則で定める方法により補正を加えたものをいう。)に応じて定める許容限度
- (2) ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度
- (3) 有害物質に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物

質の量について、有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第13条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造
- (5) ばい煙発生施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- 2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量(以下「ばい煙量」という。)又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質の量(以下「ばい煙濃度」という。)及びばい煙の排出の方法その他規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第14条 一の施設がばい煙発生施設になった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であってばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第15条 第13条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第16条 知事は、第13条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第13条第1項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第17条 第13条第1項又は第15条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第13条第1項又は第15条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第18条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第1号若しくは 第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日 から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第19条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(一部改正〔平成13年条例25号〕)

(ばい煙の排出の制限)

第20条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

(改善命令等)

第21条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設と

なった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(一部改正〔平成23年条例38号〕)

(ばい煙量等の測定)

第22条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(一部改正〔平成23年条例38号〕)

(事故時の措置)

第23条 ばい煙発生施設(大気汚染防止法第17条第1項の特定施設を除く。以下この条において同じ。)を設置している者は、当該ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

- 2 前項の場合においては、当該ばい煙発生施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。
- 3 知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係るばい煙発生施設を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2節 粉じんに関する規制

(定義)

第24条 この節において「粉じん」とは、大気汚染防止法第2条第8項に規定する粉じんをいう。

- 2 この節において「一般粉じん」とは、大気汚染防止法第2条第9項に規定する一般粉じんをいう。
- 3 この節において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(一部改正〔平成19年条例44号〕)

(一般粉じん発生施設の設置の届出)

第25条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 一般粉じん発生施設の種類
- (4) 一般粉じん発生施設の構造
- (5) 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法
- 2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第26条 一の施設が一般粉じん発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が一般粉じん発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出)

第27条 第25条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第25条第1項第4号又は第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第25条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(基準遵守義務)

第28条 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、規則で定める構造並びに 使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第29条 知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第21条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(準用)

第30条 第18条及び第19条の規定は、第25条第1項又は第26条第1項の規定による届出をした者について準用する

第31条 削除

(〔平成19年条例44号〕)

(粉じんの飛散防止)

第32条 事業者は、建築物の解体工事その他の事業活動に伴って発生する粉じんの飛散により周辺の生活環境を 損なわないように必要な措置を講じなければならない。 第5章 水質の保全に関する規制等

第1節 排出水の排出の規制

(定義)

第33条 この章において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

- 2 この節において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条に定める物質(以下この節において「有害物質」という。)を含むこと。
- (2) 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 3 この節において「排出水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。
- 4 この節において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。
- 5 この節において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設(以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置する特定事業場(以下「有害物質使用特定事業場」という。)から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むものをいう。

(一部改正〔平成23年条例38号〕)

(排水基準)

第34条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(特定施設の設置の届出)

第35条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項(特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次条の規定に該当する場合にあっては、第5号に掲げる事項を除く。)を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の設備
- (6) 特定施設の使用の方法
- (7) 汚水等の処理の方法
- (8) 排出水の汚染状態及び量
- (9) その他規則で定める事項

(一部改正〔平成24年条例21号〕)

(有害物質使用特定施設の設置の届出)

第36条 工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 有害物質使用特定施設の種類
- (4) 有害物質使用特定施設の構造
- (5) 有害物質使用特定施設の使用の方法
- (6) 汚水等の処理の方法
- (7) 特定地下浸透水の浸透の方法
- (8) その他規則で定める事項

第36条の2 工場又は事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、第35条に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前条に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 有害物質使用特定施設の構造
- (4) 有害物質使用特定施設の設備
- (5) 有害物質使用特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項
- (追加〔平成24年条例21号〕)

(経過措置)

第37条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であって排出水を排出し、若しくは特定地下浸透水を浸透させるもの又は一の施設が有害物質使用特定施設となった際現にその施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、それぞれ、規則で定めるところにより、前3条に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(一部改正〔平成24年条例21号〕)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第38条 第35条から前条までの規定による届出をした者は、その届出に係る第35条第4号から第9号までに掲げる 事項、第36条第4号から第8号までに掲げる事項又は第36条の2第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしよう とするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(一部改正〔平成24年条例21号〕)

(計画変更命令等)

第39条 知事は、第35条若しくは第36条の規定による届出又は前条の規定による届出(第35条第4号若しくは第6号から第9号までに掲げる事項又は第36条第4号から第8号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第35条若しくは第36条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第35条若しくは第36条の2の規定による届出又は前条の規定による届出(第35条第4号から第9号までに掲げる事項又は第36条の2第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があった場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設が第43条の2の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第35条若しくは第36条の2の規定による届出に係る有害物質使用特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる

(一部改正〔平成24年条例21号〕)

(実施の制限)

第40条 第35条から第36条の2まで又は第38条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第35条から第36条の2まで又は第38条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(一部改正〔平成24年条例21号〕)

(準用)

第41条 第18条及び第19条の規定は、第35条から第37条までの規定による届出をした者について準用する。 (一部改正[平成24年条例21号])

(排出水の排出の制限)

第42条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第43条 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第39条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(有害物質使用特定施設に係る構造基準等の遵守義務)

第43条の2 有害物質使用特定施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第45条の2及び第46条第3項において同じ。)は、当該有害物質使用特定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

(追加〔平成24年条例21号〕)

(改善命令等)

第44条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。

第45条 知事は、第43条に規定する者が、第39条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の

処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むものについては、当該施設が特定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既にその水が特定地下浸透水であるときは、この限りでない。

第45条の2 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者が第43条の2の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第43条の2の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係る当該有害物質使用特定施設については、当該基準の適用の日から6月間(当該有害物質使用特定施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(追加〔平成24年条例21号〕)

(排出水の汚染状態の測定等)

第46条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、規則で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

- 2 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。
- 3 有害物質使用特定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設について、規則で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(一部改正〔平成23年条例38号·24年21号〕)

(事故時の措置)

第47条 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質若しくは油(水質汚濁防止法施行令第3条の3で定める油をいう。以下この条において同じ。)を含む水若しくはその汚染状態が第33条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質若しくは油を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質若しくは油を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質若しくは油を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項までの規定による届出がなされた場合は、この限りでない

- 2 農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条に規定する農用地等をいう。)に貯油施設(油を貯蔵する施設をいう。)を設置する者は、当該貯油施設の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油施設から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第3項の規定による届出がなされた場合は、この限りでない。
- 3 知事は、特定事業場の設置者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(一部改正〔平成23年条例38号〕)

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第48条 知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するために必要な限度において、当該特定事業場の設置者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者と異なる場合は、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があった時において当該特定事業場の設置者であった者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。
- 3 特定事業場の設置者(特定事業場又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。)は、当該事業場について前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

(一部改正〔平成13年条例25号〕)

第2節 生活排水対策の推進

第49条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、県又は市町による生活排水(水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下「生活排水対策」という。)の実施に協力しなければならない。

2 何人も、河岸、湖岸、海岸等において調理、野営等の活動を行うときは、調理に使用した油の回収等に心が

けることにより、公共用水域に油、洗剤等を含む排水を排出することによる水質の汚濁の防止に努めなければならない。

- 3 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。)の設置又は集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。
- 4 市町は、生活排水対策として、公共下水道その他の公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を 低減するために必要な施設(以下「生活排水処理施設」という。)の整備、生活排水対策の啓発その他の生活排水 対策に係る施策の実施に努めなければならない。
- 5 県は、生活排水対策に関する知識の普及、流域下水道その他の生活排水処理施設の整備及び浄化槽の普及その他の生活排水対策を推進する市町への必要な援助に努めなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施及び市町が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

(一部改正〔平成19年条例44号·23年38号〕)

第6章 騒音に関する規制

第1節 特定工場等に関する規制

(定義)

第50条 この節において「特定施設」とは、工場又は事業場(騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内にある同法第2条第2項の特定工場等を除く。以下この節において同じ。)に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。

(一部改正〔平成12年条例69号〕)

(規制基準)

第51条 規制基準は、特定施設を設置する工場又は事業場(以下この節において「特定工場等」という。)において発生する騒音について、規則で定める。

2 前項の規制基準は、特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。

(規制基準の遵守義務)

第52条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。 (特定施設の設置の届出)

第53条 工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類ごとの数
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (経過措置)

第54条 一の施設が特定施設となった際現に工場又は事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の変更等の届出)

第55条 第53条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第53条第1項第3号又は第4号 に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 第53条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、第53条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 第53条第2項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第56条 知事は、第53条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(準用)

第57条 第18条及び第19条の規定は、第53条第1項又は第54条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第18条中「第13条第1項又は第14条第1項」とあるのは「第53条第1項又は第54条第1項」と

、「第13条第1項第1号若しくは第2号」とあるのは「第53条第1項第1号若しくは第2号」と、「ばい煙発生施設」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべて」と、第19条中「第13条第1項又は第14条第1項」とあるのは「第53条第1項又は第54条第1項」と、「ばい煙発生施設を譲り受け」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け」と、「当該ばい煙発生施設」とあるのは「当該特定施設」と、「ばい煙発生施設を承継させる」と、「を承継した法人」とあるのは「のすべてを承継した法人」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成13年条例25号〕)

(改善勧告及び改善命令)

第58条 知事は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第56条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、第54条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が、第55条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第59条 知事は、小規模の事業者に対する第56条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第2節 特定作業に関する規制

(定義)

第60条 この節において「特定作業」とは、工場又は事業場で行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(担制其准)

第61条 規制基準は、特定作業を行う工場又は事業場(以下この節において「特定作業工場等」という。)において発生する騒音について、規則で定める。

2 前項の規制基準は、特定作業工場等において発生する騒音の当該特定作業工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。

(規制基準の遵守義務)

第62条 特定作業を行う者は、当該特定作業工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第63条 特定作業を行おうとする者は、当該特定作業の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定作業の種類、方法及び時間
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該特定作業を行う場所を示す書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第64条 一の作業が特定作業となった際現に工場又は事業場(その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。)においてその作業を行っている者は、当該作業が特定作業となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定作業の変更等の届出)

第65条 第63条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第63条第1項第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が当該特定作業工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わないときは、この限りでない。

- 2 第63条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定作業工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該特定作業以外の作業が特定作業となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、第63条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 第63条第2項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第66条 知事は、第63条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定作業工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定作業工場等の周辺の生活環境が損なわ

れると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定作業を行う時間若しくは場所に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(準用)

第67条 第18条及び第19条の規定は、第63条第1項又は第64条第1項の規定による届出をした者について準用する

(改善勧告及び改善命令)

第68条 知事は、特定作業工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定作業工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定作業を行っている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定作業を行う時間若しくは場所を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第66条又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定作業を行っているときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定作業を行う時間若しくは場所の変更を命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、第64条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定作業工場等については、同項に規定する特定作業となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が第65条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第69条 知事は、小規模の事業者に対する第66条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第3節 特定建設作業に関する規制

(定義)

第70条 この節において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業(騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内における同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。以下この節において同じ。)であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第71条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生 により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第72条 知事は、特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。
- 3 知事は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

第4節 生活環境の静穏の保持

(生活環境への配慮)

第73条 県民は、その日常生活に伴って発生する騒音により周辺の生活環境を損なうことのないように配慮しなければならない。

(深夜の静穏保持)

第74条 何人も、深夜(午後11時から翌日午前6時までの間をいう。以下同じ。)においては、相当数の住居が集合している区域及びその周辺において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(深夜の騒音に係る営業時間の制限命令等)

第75条 知事は、飲食店営業その他の規則で定める営業に係る深夜における騒音(音響機器音、楽器音その他客

の出入に伴う騒音を含む。以下この条において同じ。)が規則で定める基準に適合しないことによりその騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を命ずることができる。

(拡声機の使用制限)

第76条 何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、拡声機の使用の方法、使用の時間及び音量について規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって、規則で定める区域において、商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
- (2) 商業宣伝を目的として航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて拡声機を使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき(広報その他の公共の目的のために拡声機を使用するとき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために拡声機を使用するときその他商業宣伝以外の目的のために拡声機を使用する場合であって規則で定めるときを除く。)。
- 2 知事は、前項の規定に違反して拡声機を使用することにより、当該拡声機を使用する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該行為を行っている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の停止その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第7章 振動に関する規制

第1節 特定工場等に関する規制

(定義)

第77条 この節において「特定施設」とは、工場又は事業場(振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内にある同法第2条第2項の特定工場等を除く。以下この節において同じ。)に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。

(一部改正〔平成12年条例69号〕)

(規制基準)

第78条 規制基準は、特定施設を設置する工場又は事業場(以下この節において「特定工場等」という。)において発生する振動について、規則で定める。

2 前項の規制基準は、特定工場等において発生する振動の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。

(規制基準の遵守義務)

第79条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。 (特定施設の設置の届出)

第80条 工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 振動の防止の方法
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (経過措置)

第81条 一の施設が特定施設となった際現に工場又は事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の変更等の届出)

第82条 第80条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第80条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 第80条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となったときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、第80条第1項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 第80条第2項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第83条 知事は、第80条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場 等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認 めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために 必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(準用)

第84条 第18条及び第19条の規定は、第80条第1項又は第81条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第18条中「第13条第1項又は第14条第1項」とあるのは「第80条第1項又は第81条第1項」と、「第13条第1項第1号若しくは第2号」とあるのは「第80条第1項第1号若しくは第2号」と、「ばい煙発生施設」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべて」と、第19条中「第13条第1項又は第14条第1項」とあるのは「第80条第1項又は第81条第1項」と、「ばい煙発生施設を譲り受け」とあるのは「特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け」と、「当該ばい煙発生施設」とあるのは「当該特定施設」と、「ばい煙発生施設を承継させる」と、「で承継した法人」とあるのは「のすべてを承継した法人」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成13年条例25号〕)

(改善勧告及び改善命令)

第85条 知事は、特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第83条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、第81条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する特定施設となった日から3年間は、適用しない。ただし、その者が、第82条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第86条 知事は、小規模の事業者に対する第83条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第2節 特定建設作業に関する規制

(定義)

第87条 この節において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業(振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内における同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。以下この節において同じ。)であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第88条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生 により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- (4) 振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第89条 知事は、特定建設作業に伴って発生する振動が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。
- 3 知事は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

第8章 悪臭に関する規制

(定義)

第90条 この章において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生する施

設であって規則で定めるものをいう。

(特定施設の設置の届出)

第91条 特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 悪臭の防止の方法
- 2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。 (経過措置)

第92条 一の施設が特定施設になった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、 当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項に掲げる事項を知事に 届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の変更の届出)

第93条 第91条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第91条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更に係る30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第91条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(基準遵守義務)

第94条 特定施設を設置する者は、当該特定施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準 (以下この章において「規制基準」という。)を遵守しなければならない。

(計画変更勧告)

第95条 知事は、第91条第1項又は第93条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設を設置する者が規制基準を遵守しないことによりその工場又は事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、基準に従うよう計画を変更すべきことを勧告することができる。

(準用)

第96条 第18条及び第19条の規定は、第91条第1項又は第92条第1項の規定による届出をした者について準用する

(基準適合勧告及び基準適合命令)

第97条 知事は、特定施設を設置する者が規制基準を遵守しないことによりその工場又は事業場の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、基準に従うべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第95条又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、基準に従うべきことを命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、第92条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る工場又は事業場については、同項に規定する特定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、その者が第93条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第98条 知事は、小規模の事業者に対する第95条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第9章 土壌の汚染に関する規制

(農用地の土壌の汚染の防止等のための勧告)

第99条 知事は、農用地(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する 農用地をいう。以下この条において同じ。)の土壌が現に汚染されている地域及び農用地の土壌の汚染のおそれ がある地域において第11条第2項に規定するばい煙発生施設、第24条第3項に規定する一般粉じん発生施設又は第 33条第2項に規定する特定施設を設置する者に対し、当該地域における農用地の土壌の汚染の状態を改善するた めに必要な限度において、第4章及び第5章に定める規制措置のほか、必要な措置を勧告することができる。

第10章 屋外における燃焼行為の制限

(屋外における燃焼行為の制限)

第100条 事業者は、燃焼の際ばい煙、悪臭等を発生するおそれのあるゴム、合成樹脂、油、紙、木材その他の 規則で定める物を規則で定める基準によらず、屋外において燃焼させてはならない。ただし、規則で定める燃焼 行為は、この限りでない。

2 事業者以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者は、前項に定める物を屋外においてみだりに燃焼させてはならない。

(屋外における燃焼行為の中止等の勧告等)

第101条 知事は、前条第1項の規定に違反する行為が行われていることによりその周辺の生活環境が損なわれて

いると認めるときは、当該行為を行っている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該行為の中止又は施設の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第11章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減

(施策の推進)

第102条 県は、市町、事業者、県民及び関係機関と連携して、環境への負荷が少ない自動車等(道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)への転換、自動車等の合理的な使用による交通量の抑制、道路環境の改善その他の自動車等の運行に伴う環境への負荷を低減するための総合的な施策を推進することに努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例44号〕)

(環境への負荷が少ない自動車等の購入等)

第103条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを排出しない自動車等、排出ガスの排出量 が少ない自動車等その他の環境への負荷が少ない自動車等を購入し、又は使用するように努めなければならない

(自動車等の効率的な使用等)

第104条 自動車等を使用し、又は所有する者は、輸送効率の向上を図ること、公共の交通機関の利用を図ること等により自動車等の走行量を抑制するように努めるとともに、自動車等の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(自動車等の駐車時の原動機の停止)

第105条 自動車等を運転する者は、自動車等の駐車(自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(人の乗降のための停止を除く。)、又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。)をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定により自動車等を停止しなければならない場合
- (2) 交通の混雑その他道路又は交通の状況により自動車等を停止させる場合
- (3) 当該自動車等が、乗合自動車(同法第27条第1項に規定する乗合自動車をいう。)又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に掲げる自動車である場合
- (4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
- (5) 運転を始める前に自動車等の原動機を暖めるために当該原動機を稼働させる場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、自動車等の原動機を停止できないことについてやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合
- 2 自動車等の駐車のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者が、当該施設内で自動車等を駐車する場合は、当該自動車等の原動機を停止するように指導しなければならない。

第12章 化学物質の適正な管理の推進

(情報の収集及び提供等)

第106条 県は、生活環境の保全等に影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する情報を収集し、適切に提供するように努めるものとする。

2 県は、国及び市町と連携して、前項の化学物質による環境の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるものとする。

(一部改正[平成19年条例44号])

(排出の抑制に関する施策の推進)

第107条 県は、前条第1項の化学物質であって知事が指定するもの(以下この章において「指定化学物質」という。)の製造、使用、処理、保管等を行う事業者が自主的に指定化学物質の適正な管理を行うことを促進するための指針の策定その他の指定化学物質の排出の抑制に関する施策の推進に努めるものとする。

(指定化学物質の適正管理等)

第108条 事業者は、その事業活動における指定化学物質の排出が抑制されるように、その適正な管理に努めるとともに、県が実施する指定化学物質の排出の抑制に関する施策に協力しなければならない。

第13章 資源の循環的利用等の推進

(県の責務)

第109条 県は、県、市町、事業者及び県民が、それぞれの立場において廃棄物の減量及び資源の循環的な利用(以下「資源の循環的利用等」という。)を推進するため、廃棄物の減量及び資源化の目標並びにその目標を達成するためのそれぞれの役割と行動を示した計画の策定その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例44号〕)

(市町の責務)

第110条 市町は、県の実施する施策とあいまって、資源の循環的利用等に関し、必要な施策の実施に努めなければならない。

(一部改正〔平成19年条例44号〕)

(事業者の責務)

第111条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる廃棄物を分別して排出し、再利用し、及び再生利用することに努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、再生資源を用いた製品の利用に努めるとともに、資源の循環的利用等に配慮した製品の開発、製造、販売等に努めなければならない。
- 3 事業者は、県又は市町が実施する資源の循環的利用等に関する施策に協力しなければならない。

(一部改正〔平成19年条例44号〕)

(県民の責務)

第112条 県民は、その日常生活において、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、その日常生活に伴って生ずる廃棄物を分別して排出し、再生資源を用いた製品を利用すること等に努めなければならない。

2 県民は、県又は市町が実施する資源の循環的利用等に関する施策に協力しなければならない。

(一部改正〔平成19年条例44号〕)

第14章 削除

(〔平成15年条例38号〕)

第113条から第115条まで 削除

(〔平成15年条例38号〕)

第15章 雑則

(意見の聴取)

第116条 知事は、次に掲げる場合は、環境基本法(平成5年法律第91号)第43条の規定により設置された静岡県環境審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第11条第2項に規定するばい煙発生施設を定めるとき。
- (2) 第12条第1項の排出基準を定めるとき。
- (3) 第24条第3項に規定する一般粉じん発生施設を定めるとき。
- (4) 第28条又は第94条の構造並びに使用及び管理に関する基準を定めるとき。
- (5) 第33条第2項、第50条、第77条又は第90条に規定する特定施設を定めるとき。
- (6) 第34条第1項の排水基準を定めるとき。
- (7) 第51条、第61条又は第78条の規制基準を定めるとき。
- (8) 第60条に規定する特定作業を定めるとき。
- (9) 第70条又は第87条に規定する特定建設作業を定めるとき。
- (10) 第72条第1項又は第89条第1項の基準を定めるとき。

(報告及び検査)

第117条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の現場等に立ち入り、ばい煙等を発生する等の施設その他の物件を検査させることができる。

- (1) 第11条第2項に規定するばい煙発生施設を設置する者
- (2) 第24条第3項に規定する一般粉じん発生施設を設置する者
- (3) 第33条第3項の特定事業場の設置者又は設置者であった者
- (4) 第77条に規定する特定施設を設置する者
- (5) 第87条に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者
- (6) 第50条又は第90条に規定する特定施設を設置する者
- (7) 第60条に規定する特定作業を実施する者
- (8) 第70条に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者
- (9) 第75条の規則で定める営業を行う者
- (10) 第76条の規定により拡声機の使用の制限を受ける者
- (11) 第100条第1項の規則で定める物を屋外において燃焼させている事業者
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一部改正〔平成15年条例38号〕)

第118条 削除

(〔平成12年条例34号〕)

(規則への委任)

第119条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第16章 罰則

第120条 第16条、第21条第1項、第39条、第44条第1項、第45条第1項、第45条の2第1項、第48条第1項若しくは 第2項又は第85条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (一部改正〔平成24年条例21号〕)

第121条 第58条第2項又は第97条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 に処する。

第122条 第23条第3項、第29条第1項又は第47条第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第123条 第13条第1項、第15条第1項、第35条から第36条の2まで又は第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成24年条例21号〕)

第124条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第80条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第89条第2項の規定による命令に違反した者
- 第125条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第14条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項若しくは第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条第1項又は第40条第1項の規定に違反した者
- (3) 第22条又は第46条第1項若しくは第3項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- (4) 第117条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第1号から第3号までに掲げる者

(一部改正〔平成23年条例38号・24年21号〕)

第125条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第81条第1項、第82条第1項若しくは第2項若しくは第88条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第117条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第4号又は第5号に掲げる者

(追加〔平成23年条例38号〕)

- 第126条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
- (1) 第53条第1項又は第91条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第68条第2項、第72条第2項、第75条又は第76条第2項の規定による命令に違反した者

第127条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第54条第1項、第55条第1項若しくは第2項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項若しくは第2項、第71条第1項、第92条第1項又は第93条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第117条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第6号から第11号までに掲げる者

(一部改正〔平成15年条例38号〕)

第128条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第120条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第10章の規定は平成11年10月1日から、第14章の規定は 平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第43条及び第45条第1項の規定は、この条例の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の特定事業場から浸透する第33条第5項に規定する特定地下浸透水については、この条例の施行の日から6月間は、適用しない。
- 3 特定事業場における第33条第5項の有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透のうちこの条例の公布の日前にあったものについては、当該浸透の時における当該特定事業場の設置者(相続又は合併によりその地位を承継した者を含む。)がこの条例の公布の日まで引き続き当該特定事業場の設置者である場合を除き、第48条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 4 静岡県公害防止条例(昭和46年静岡県条例第3号。以下「旧条例」という。)第49条及び第50条の規定は、平成 11年9月30日までの間は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前に旧条例の規定(第49条及び第50条を除く。)によってした処分、手続その他の行為及び第10章の規定の施行前に旧条例第49条及び第50条の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成12年3月21日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成12年12月26日条例第69号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附則(平成13年3月28日条例第25号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成15年3月20日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月20日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。 附則(平成23年7月22日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年3月23日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成24年5月規則第39号で、同24年6月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の静岡県生活環境の保全等に関する条例第35条の規定によりされている届出は、この条例による改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例(以下「新条例」という。)第35条の規定によりされた届出とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に工場又は事業場において新条例第33条第5項に規定する有害物質使用特定施設(以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置している者(新条例第35条又は第36条の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)は、この条例の施行の日から30日以内に、規則で定めるところにより、第36条の2各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、新条例第37条の規定による届出をした者とみなす。
- 5 附則第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
- 7 この条例の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者(新条例第36条の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。)については、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、新条例第39条第2項、第43条の2及び第45条の2の規定は、適用しない。
- 8 前項の規定に該当する者に対する新条例第45条の2第2項の規定の適用については、同項中「第43条の2の基準の適用」とあるのは、「第43条の2の基準の適用(静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成24年静岡県条例第21号)の施行の日から起算して3年を経過することにより同条の規定が適用されることとなった場合を除く。)」とする。

(規則への委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。